

社会福祉法人みのり会 評議員、評議員選任・解任委員、法人役員報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人みのり会(以下「この法人」という)の定款第8条、及び第21条の規定に基づき、評議員、評議員選任・解任委員、及び役員の報酬、並びに費用弁償(以下「報酬等」という)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事、及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づきおかれる者をいう。
- (3) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条に基づきおかれる者をいう。
- (4) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の法人と委任関係にある役員、及び評議員、評議員選任・解任委員の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で報酬を支給することができる。
- 3 評議員選任・解任委員には、評議員に準じて報酬を支払うことができる。

(年間報酬総額)

第4条 この法人の全理事及び評議員、評議員選任・解任委員の報酬総額は、年間280万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。

(理事会、及び評議員会の出席報酬等)

第5条 理事長、及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第6条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 評議員が評議員会に出席した時は、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席した時は、別表1により1日分の報酬、及び実費弁償費を支払うことができる。
- 4 交通費は、当法人の旅費規定により支払う事ができる。

(理事長の勤務報酬等)

- 第6条 理事長が理事会、評議員会（出席）及び評議員選任・解任委員会（出席）以外の日において法人、及び施設の運営の為の業務にあたった場合は別表2により報酬、及び実費弁償費を支払うことができる。
- 2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営の為の業務にあたった場合は別表2により、報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
 - 3 交通費は当法人の旅費規定により支払うことができる。

(監事の報酬等)

- 第7条 監事が理事会、評議員会、及び評議員選任・解任委員会に出席した時は、別表1により1日分の報酬、及び実費弁償費を支払うことができる。なお理事会に出席し、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、第2項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。
- 2 監事が理事会、評議員会（出席）、及び評議員選任・解任委員会（出席）以外の日において法人、及び施設の指導検査への立会い、及び運営状況の指導、又は監査の業務にあたった場合は別表2により報酬、及び実費弁償費を支払うことができる。
 - 3 交通費は当法人の旅費規定により支払うことができる。

(費用弁償)

- 第8条 この法人は役員、及び評議員、評議員選任・解任委員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、必要により事前に概算額を支払い出張終了後精算することができる。
- 2 役員、及び評議員が法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬、及び旅費等を支給することができる。
 - 3 旅費は、当法人の旅費規定に基づき支給する。
 - 4 業務遂行に必要な経費を原則として支給できる。
 - 5 旅費は実情を考慮し増額することができる。

(兼務役員)

- 第9条 施設の職員を兼務する役員は施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員職務証跡)

- 第10条 役員は法人職務証跡資料として、業務報告書及びタイムカード（職務証跡）の作成に協力するものとする。

(報酬等の支給日)

- 第11条 非常勤役員及び評議員の報酬等、及び常勤役員の旅費は必要の都度支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第12条 報酬は通貨、あるいは金融機関への振込をもって本人に支払うものとする。

2 報酬等は法令の定めるところによる控除すべき金額、及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第13条 この法人はこの規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第15条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

別表1（出席報酬日額）

名 称	職 務	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	理事	5,000円	当法人の旅費規定による
	監事	5,000円	同上
評議員会出席報酬等	評議員	5,000円	同上
	理事	5,000円	同上
	監事	5,000円	同上
評議員選任・解任委員会報酬等	評議員選任・ 解任委員	5,000円	同上
	理事	5,000円	同上

別表2（勤務報酬等）

名 称	報 酬	実費弁償費	備考
理事長等業務報酬等（日額）	10,000円 (半日5,000円)	当法人の旅費規定による	
理事業務報酬等（日額）	5,000円 (半日2,000円)	同上	
監事監査指導報酬等（日額）	5,000円 (半日2,000円)	同上	

別表3（出張旅費等）

旅 費	宿泊費	日当	その他
実 費	当法人旅費規程による	3,000円	